

第1回二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会 会議結果

日 時 平成25年4月15日（月）午前9時30分～正午

場 所 二宮町役場 2階 第1会議室

出席委員 藤井 美文委員長 【文教大学国際学部 教授】
丹生谷 美穂副委員長 【渥美坂井法律事務所 弁護士】
橘川 清委員 【平塚市環境部長】
仲手川 孝委員 【大磯町建設経済部参事（産業・環境担当）】
長尾 秀美委員 【二宮町町民生活部長】

事務局 筑紫生活環境課長、石原副主幹、山口（拓）主事補（以上、二宮町）
（株）日本総合研究所：4名

委員随行者 久保田施設整備・広域担当課長、久保課長代理、原課長代理、山口（尚）主任
（以上、平塚市）
服部ごみ処理広域化担当主幹、藤本副主幹兼係長（以上、大磯町）

傍聴者 2名

概要

1. 委嘱状交付

町長から委員へ委嘱状を交付した。

2. 委員会設置条例等について

事務局より、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例、同条例施行規則、同委員会運営要綱について確認した。

3. 委員長・副委員長の選出

条例第5条の規定に基づき、委員の互選により委員長を藤井委員、副委員長に丹生谷委員が選出された。

4. 会議の公開・非公開について

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会運営要綱第2条第3項に基づき議題(3)

以降は非公開とすることを、委員全員が承認をした。

5. 二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備運営に係る事業者選定の諮問について

町長から委員会へ諮問した。

6. 議題

（1）委員会開催計画について

- ・本委員会は、二宮町（仮称）剪定枝資源化施設を整備運営するにあたっての民間事業者の選定、審査を行う。
- ・本委員会で実施方針について審議して頂き、実施方針の公表を速やかに行う予定である。
- ・今後のスケジュールは、平成 25 年 6 月に第 2 回、同年 10 月に第 3 回、同年 12 月に第 4 回を予定している。
- ・上記事項等について説明を行い、委員会開催計画について委員全員の承認を得た。

（2）事業概要について

- ・二宮町（仮称）剪定枝資源化施設は、ごみ処理広域化施設として平塚市、大磯町、二宮町で計画をしており、ごみ処理広域化実施計画をもとに進めている。
- ・事業者は、1 市 2 町の収集する処理対象物をチップにし、利活用を行う。
- ・資料は、平成 24 年度 P F I 導入可能性調査委託の結果を元に作成している。
- ・P F I 導入可能性調査において、二宮町及び大磯町の剪定枝の収集実績をもとに、月変動係数等を再算出したところ、ごみ処理広域化実施計画で想定した年間処理量に変更となった。
- ・処理対象物は、家庭系剪定枝と各市町に持ち込まれる剪定枝及び公共事業から発生する剪定枝である。また、事業系の剪定枝は民間事業者の提案により認めていく計画である。
- ・民間事業者が、本事業にかかる費用の調達を行うことは難しいので、二宮町が費用を調達する D B O 方式（公設民営）で計画をした。
- ・利活用について、遠方に行かせてまで利活用を行わせることは C O 2 削減などの観点から相応しくなく、長期運営にあたり、社会状況・情勢等を考慮し、やむを得ず利活用の難しい資源化物については、町が一定条件のもとで引き取りを行う計画である。
- ・利活用は堆肥原料、マルチング材、バイオマス燃料等を想定している。
- ・V F M を算出したところ、約 1 割強のコスト削減効果が見込めるという結果がでた。
- ・上記事項について説明を行い、事業概要について確認した。

委員からの質問・意見等

・ごみ処理広域化実施計画において想定した剪定枝の年間処理量に変更となった理由は何か。

⇒二宮町と大磯町の直近の収集実績をもとに実施計画の値を見直した結果、変更となった。

- ・平塚市粗大ごみ破碎施設への持ち込み分とは何か。

⇒平塚市粗大ごみ破碎施設へ持ち込まれた剪定枝は、破碎後焼却処理となっている。確実に見込める実績量として見込んでいる。

- ・枝に付いている葉はどうするのか。

⇒そのまま処理する。枝に付いてる葉は、他のものと同様に利活用を行うが、落ち葉は対象としていない。

(3) 実施方針について

- ・実施方針の説明を行い、事業の目的、スケジュール、事業期間、民間事業者の選定、参加資格要件、リスク分担等について検討をし、実施方針について委員全員の承認を得た。

委員からの質問・意見等

- ・過去の PFI 事業を行った経験からリスク分担等は、かなり整理されてきていると考えてよいか。

⇒そのとおりである。

- ・剪定枝の収集は、市町の委託業者が行うのか。

⇒必ずしも委託とは言えないが、大磯町と二宮町は現在委託業者が行っている。

(4) 要求水準書（案）について

- ・処理対象物、処理方式、利活用想定等の説明を行い、設計・施工、試運転・引き渡し、運營業務に関する事項及び施設・運営に係る性能要件等について検討した。なお、次回委員会で継続検討することとなった。

委員からの質問・意見等

- ・ストックヤードの大きさについて定めはあるのか。

⇒定めている。

- ・貯留場所を建物内としている理由はあるのか。

⇒粉じん、臭気等の対策や、周辺環境への配慮のために規定している。

(5) その他

- 次回、第2回委員会の議事内容は、審査基準や契約関係となっており、運営要綱第2条第3項に該当するので、全ての議題について非公開とすることを、委員全員の承認を得た。

以上